令和６年度決算に基づく

健全化判断比率審査
資金不足比率審査
意見書

千葉県監査委員

監査調第２１０号

令和７年９月５日

千葉県知事　熊　谷　俊　人　　様

千葉県監査委員　小　倉　　明
千葉県監査委員　川　口　明　浩
千葉県監査委員　實　川　　隆
千葉県監査委員　坂　下　しげき

令和６年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年８月８日付け財第１５９号をもって審査に付された令和６年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

健 全 化 判 断 比 率 審 査 意 見 書

令和６年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第１　審査の対象

令和６年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第２　審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

１　法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

２　法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

３　公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第３　審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ ％	3.75 ％	5.00 ％
連結実質赤字比率	－ ％	8.75 ％	15.00 ％
実質公債費比率	7.6 ％	25.0 ％	35.0 ％
将来負担比率	101.3 ％	400.0 ％	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率の算定根拠

１　実質赤字比率（参考資料（参考１）参照）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率（一般会計等の赤字の程度を示す指標）

実質赤字比率＝（ — %）	一般会計等の実質赤字額（ △24,328,494 千円）／標準財政規模（1,179,533,775 千円）

※１　標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

※２　実質赤字額が負の値（実質収支が黒字）であるため、実質赤字比率は算定されない。

２　連結実質赤字比率（参考資料（参考１）参照）

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率（公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標）

連結実質赤字比率＝（ — %）	連結実質赤字額（△227,295,716 千円）／標準財政規模（1,179,533,775 千円）

※　連結実質赤字額が負の値（連結実質収支が黒字）であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

３　実質公債費比率（参考資料（参考２）参照）

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率（一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標）

実質公債費比率＝（7.52554%）	一般会計等が負担する元利償還金など（ 78,795,600 千円）／標準財政規模を基本とした額（ 1,047,041,853 千円）

※１　**実質公債費比率は、３か年平均で算定される。**上表では、令和６年度の比率7.52554%が算定され、令和５年度の比率7.53978%と、令和４年度の比率7.92324%との**３か年平均7.6%が算定される。**

※２　分子の「一般会計等が負担する元利償還金など」の内訳は、
（地方債の元利償還金(73,230,994 千円(特定財源 9,258,274 千円を控除済み))＋準元利償還金(138,056,528 千円)）－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(132,491,922 千円)

※３　分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,179,533,775 千円)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(132,491,922 千円)

４　将来負担比率（参考資料（参考３、４）参照）

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率（将来の財政を圧迫する程度を示す指標）

将来負担比率	＝	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(1,061,053,880 千円)
（101.3%）		標準財政規模を基本とした額(1,047,041,853 千円)

※１　分子の「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の内訳は、

将来負担額(4,050,351,566 千円)－充当可能基金額(1,188,996,521 千円)－特定財源見込額(32,605,951 千円)－地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額(1,767,695,214 千円)

※２　分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、

標準財政規模(1,179,533,775 千円)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(132,491,922 千円)

資　金　不　足　比　率　審　査　意　見　書

令和６年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第１　審査の対象

令和６年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第２　審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

１　法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

２　法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

３　公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第３　審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

会　計　名	令和６年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 工業団地整備事業	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 土地区画整理事業	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 上水道事業会計	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 病院事業会計	－　％	20.0　％
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	－　％	20.0　％

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$資金不足比率＝\frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

※１　事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
※２　事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
※３　宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額である。
※４　全ての会計で資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。
※５　資金不足比率の状況は、参考資料（参考５）に掲載。

１　港湾整備事業 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　2,821,527 千円） 事業の規模（　876,648 千円）
２　工業団地整備事業 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　5,904,560 千円） 事業の規模（　5,932,429 千円）
３　土地区画整理事業 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　0 千円） 事業の規模（　34,884,200 千円）
４　上水道事業会計 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　27,534,770 千円） 事業の規模（　63,639,335 千円）
５　工業用水道事業会計 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　38,184,800 千円） 事業の規模（　11,104,346 千円）
６　造成土地管理事業会計 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（ 103,182,248 千円） 事業の規模（ 524,614,302 千円）
７　病院事業会計 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　1,207,872 千円） 事業の規模（　42,565,983 千円）
８　流域下水道事業会計 資金不足比率＝ （　－　%）	資金の剰余額（　8,071,661 千円） 事業の規模（　20,429,015 千円）

参　考　資　料

（健全化判断比率等関連）

1　健全化判断比率について

（1）　実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

（単位：千円）

会　計　名			実質収支額		
			令和6年度	令和5年度	差 引
一般会計等	一般会計		5,721,392	9,646,900	△ 3,925,508
	一般会計等に属する特別会計	財政調整基金	0	0	0
		県債管理事業	0	0	0
		地方消費税清算	11,195,897	1,065,054	10,130,843
		自動車税証紙	226,536	411,936	△ 185,400
		市町村振興資金	2,571,654	0	2,571,654
		母子父子寡婦福祉資金	0	48	△ 48
		心身障害者扶養年金事業	162	58	104
		日本コンベンションセンター国際展示場事業	4,491,517	3,590,663	900,854
		小規模企業者等設備導入資金	80,941	83,479	△ 2,538
		就農支援資金	4,088	820	3,268
		営林事業	29,970	39,698	△ 9,728
		林業・木材産業改善資金	74	6	68
		沿岸漁業改善資金	434	536	△ 102
		奨学資金	5,829	2,120	3,709
小　計			24,328,494	14,841,318	9,487,176
標準財政規模			1,179,533,775	1,147,566,348	31,967,427
実質赤字比率（%）			**△ 2.06**	**△ 1.29**	**△ 0.77**

※実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率（%）」は負の値で表示される。

（単位：千円）

会　計　名		実質収支額		
		令和6年度	令和5年度	差 引
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計	国民健康保険事業	16,059,784	9,142,420	6,917,364

（単位：千円）

会　計　名			資金不足・剰余額		
			令和6年度	令和5年度	差 引
地方公営企業法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	27,534,770	34,534,540	△ 6,999,770
		工業用水道事業会計	38,184,800	37,015,647	1,169,153
		病院事業会計	1,207,872	2,411,038	△ 1,203,166
		流域下水道事業会計	8,071,661	6,144,120	1,927,541
	宅地造成事業	造成土地管理事業会計	103,182,248	106,369,732	△ 3,187,484
地方公営企業法非適用企業	宅地造成事業以外	港湾整備事業	2,821,527	2,543,571	277,956
	宅地造成事業	工業団地整備事業	5,904,560	5,620,148	284,412
		土地区画整理事業	0	0	0
合　計			227,295,716	218,622,534	8,673,182
標準財政規模			1,179,533,775	1,147,566,348	31,967,427
連結実質赤字比率（%）			**△ 19.26**	**△ 19.05**	**△ 0.21**

※連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率（%）」は負の値で表示される。

（2） 実質公債費比率の状況

（単位：千円）

構　成　要　素	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	R6年度と R5年度の差
分子　①＝②＋③－④	78,795,600	75,986,249	77,633,927	73,560,162	2,809,351
地方債の元利償還金 ②	73,230,994	77,837,474	79,018,873	74,356,178	△ 4,606,480
準元利償還金　③	138,056,528	137,910,320	137,385,873	138,226,669	146,208
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	131,041,949	131,479,896	131,023,172	131,838,452	△ 437,947
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金	5,130,715	4,410,381	4,112,687	3,896,886	720,334
上水道事業	11,891	0	0	48,838	11,891
病院事業	2,952,105	2,256,020	1,946,880	1,651,973	696,085
流域下水道事業	2,165,520	2,154,297	2,164,264	2,185,465	11,223
土地区画整理事業	1,199	64	1,543	10,610	1,135
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	0	0	0	0	0
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	1,881,199	2,018,183	2,249,513	2,491,037	△ 136,984
PFI事業に係るもの	360,141	340,402	337,594	333,879	19,739
国営土地改良事業並びに(独)森林総合研究所及び(独)水資源機構の行う事業に対する負担金	1,338,490	1,380,245	1,574,024	1,767,542	△ 41,755
利子補給に係るもの	182,568	297,536	337,895	389,616	△ 114,968
一時借入金の利子	2,665	1,860	501	294	805
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	132,491,922	139,761,545	138,770,819	139,022,685	△ 7,269,623
分母　⑤＝⑥－⑦	1,047,041,853	1,007,804,803	979,825,026	1,005,705,243	39,237,050
標準財政規模　⑥	1,179,533,775	1,147,566,348	1,118,595,845	1,144,727,928	31,967,427
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	132,491,922	139,761,545	138,770,819	139,022,685	△ 7,269,623
実質公債費比率　①／⑤	7.52554%	7.53978%	7.92324%	7.31429%	

令和6年度数値（令和4年度～令和6年度平均）	7.6%
令和5年度数値（令和3年度～令和5年度平均）	7.5%

（3） 将来負担比率の状況

（単位：千円）

構　成　要　素	令和6年度	令和5年度	差　引	備　考
分子　①＝②－(⑪＋⑫＋⑬)	1,061,053,880	1,073,344,595	△ 12,290,715	
将来負担額　②＝③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩	4,050,351,566	4,105,831,511	△ 55,479,945	
一般会計等の年度末地方債現在高　③	3,642,607,233	3,694,585,378	△ 51,978,145	
臨時財政対策債	1,821,829,000	1,886,607,659	△ 64,778,659	
建設地方債等	1,820,778,233	1,807,977,719	12,800,514	
債務負担行為に基づく支出予定額　④	15,098,394	16,731,946	△ 1,633,552	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
PFI事業に係るもの	4,605,898	5,755,379	△ 1,149,481	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	5,925,272	6,870,898	△ 945,626	国営両総用水事業　ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	253,717	993,221	△ 739,504	印旛沼開発施設緊急改築事業
依頼土地の買戻しに係るもの	4,313,507	3,112,448	1,201,059	土地開発公社への取得依頼土地の買戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額　⑤	61,605,758	62,469,389	△ 863,631	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
上水道事業	0	157,117	△ 157,117	
病院事業	34,858,974	36,027,507	△ 1,168,533	
流域下水道事業	26,746,784	26,284,765	462,019	
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額　⑥	0	0	0	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の将来負担見込額
退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）⑦	322,614,808	324,362,784	△ 1,747,976	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額　⑧	8,425,373	7,682,014	743,359	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
千葉県道路公社	4,748,968	3,534,186	1,214,782	
千葉県土地開発公社	0	0	0	
(公社)千葉県園芸協会	171	0	171	担い手支援資金借入金に係る損失補償
千葉県信用保証協会	3,646,234	4,117,828	△ 471,594	損失補償実行率0.1%（県制度融資）
(公財)千葉県産業振興センター	0	0	0	設備貸与事業
千葉県漁業協同組合連合会	30,000	30,000	0	県漁連への短期貸付金(300,000千円)の10%を算入

構　成　要　素	令和6年度	令和5年度	差 引	備　考
連結実質赤字額 ⑨	0	0	0	
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩	0	0	0	
充当可能基金額 ⑪	1,188,996,521	1,130,692,126	58,304,395	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
財政調整基金	103,707,482	98,696,561	5,010,921	
県債管理基金	846,332,049	803,543,261	42,788,788	
社会資本整備等推進基金	31,934,657	31,912,472	22,185	
災害復興・地域再生基金	46,611,323	49,009,861	△ 2,398,538	
退職手当基金	0	7,000,000	△ 7,000,000	
県有施設長寿命化等推進基金	146,867,720	126,188,449	20,679,271	
地域医療介護総合確保基金	3,604,610	3,409,843	194,767	
社会福祉・医療施設整備等推進基金	2,618,674	2,838,084	△ 219,410	
安心こども基金	7,937	8,087	△ 150	
心身障害者扶養年金基金	26,329	26,311	18	
地域環境保全基金	130,392	158,795	△ 28,403	
中山間地域農村活性化基金	358,756	443,003	△ 84,247	
森林整備担い手対策及び市町村支援等推進基金	751,115	755,231	△ 4,116	
県立学校チャレンジ応援基金	151,218	63,991	87,227	
警察本部庁舎等建設基金	3,494,259	4,238,177	△ 743,918	
土地開発基金	400,000	400,000	0	
美術品等取得基金	2,000,000	2,000,000	0	
特定財源見込額 ⑫	32,605,951	37,706,525	△ 5,100,574	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債を財源とする貸付金の償還金	21,490,404	25,860,128	△ 4,369,724	常磐新線建設資金返納　ほか
公営住宅使用料等	9,185,547	9,916,397	△ 730,850	
土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,930,000	1,930,000	0	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ⑬	1,767,695,214	1,864,088,265	△ 96,393,051	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母　⑭＝⑮－⑯	1,047,041,853	1,007,804,803	39,237,050	
標準財政規模　⑮	1,179,533,775	1,147,566,348	31,967,427	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	132,491,922	139,761,545	△ 7,269,623	
将来負担比率　①／⑭	101.3%	106.5%	△ 5.2	

（4） 標準財政規模の状況

普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模。

（単位：千円）

区　分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
標準税収入額等	899,460,021	869,856,987	839,312,107
普通交付税	259,317,171	231,636,025	211,904,955
臨時財政対策債発行可能額	20,756,583	46,073,336	67,378,783
合　計	1,179,533,775	1,147,566,348	1,118,595,845

標準税収入額等：地方譲与税等＋標準財政収入額（基準財政収入額に算入された税収入額を算入率75/100で割り返したもの）

2 資金不足比率について

（単位：千円）

会　計　名			令和6年度		令和5年度		差　引	
			資金不足・剰余額	事業の規模	資金不足・剰余額	事業の規模	資金不足・剰余額	事業の規模
地方公営企業法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	27,534,770	63,639,335	34,534,540	62,938,168	△ 6,999,770	701,167
		工業用水道事業会計	38,184,800	11,104,346	37,015,647	11,134,918	1,169,153	△ 30,572
		病院事業会計	1,207,872	42,565,983	2,411,038	41,803,052	△ 1,203,166	762,931
		流域下水道事業会計	8,071,661	20,429,015	6,144,120	21,005,068	1,927,541	△ 576,053
	宅地造成事業	造成土地管理事業会計	103,182,248	524,614,302	106,369,732	649,031,993	△ 3,187,484	△ 124,417,691
地方公営企業法非適用企業	宅地造成事業以外	港湾整備事業	2,821,527	876,648	2,543,571	870,298	277,956	6,350
	宅地造成事業	工業団地整備事業	5,904,560	5,932,429	5,620,148	5,672,958	284,412	259,471
		土地区画整理事業	0	34,884,200	0	36,351,800	0	△ 1,467,600

参　考

1　健全化判断比率の算定式

（1）実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

これは、一般会計等の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

（2）連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。

これは、公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

（3）実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標です。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ　満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ　組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ　一時借入金の利子

（４）将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、将来の財政を圧迫する程度を示す指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　県が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる県からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト　連結実質赤字額

チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

２　資金不足比率の算定式

（１）資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

※　解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※　宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模:

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※　宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額

３　その他

比率に係る端数処理については、国が定める統一的基準に基づき行っています。

３　健全化判断比率等の対象となる会計

健全化判断比率等の対象となる会計の範囲を図示すると、以下のとおりとなる。

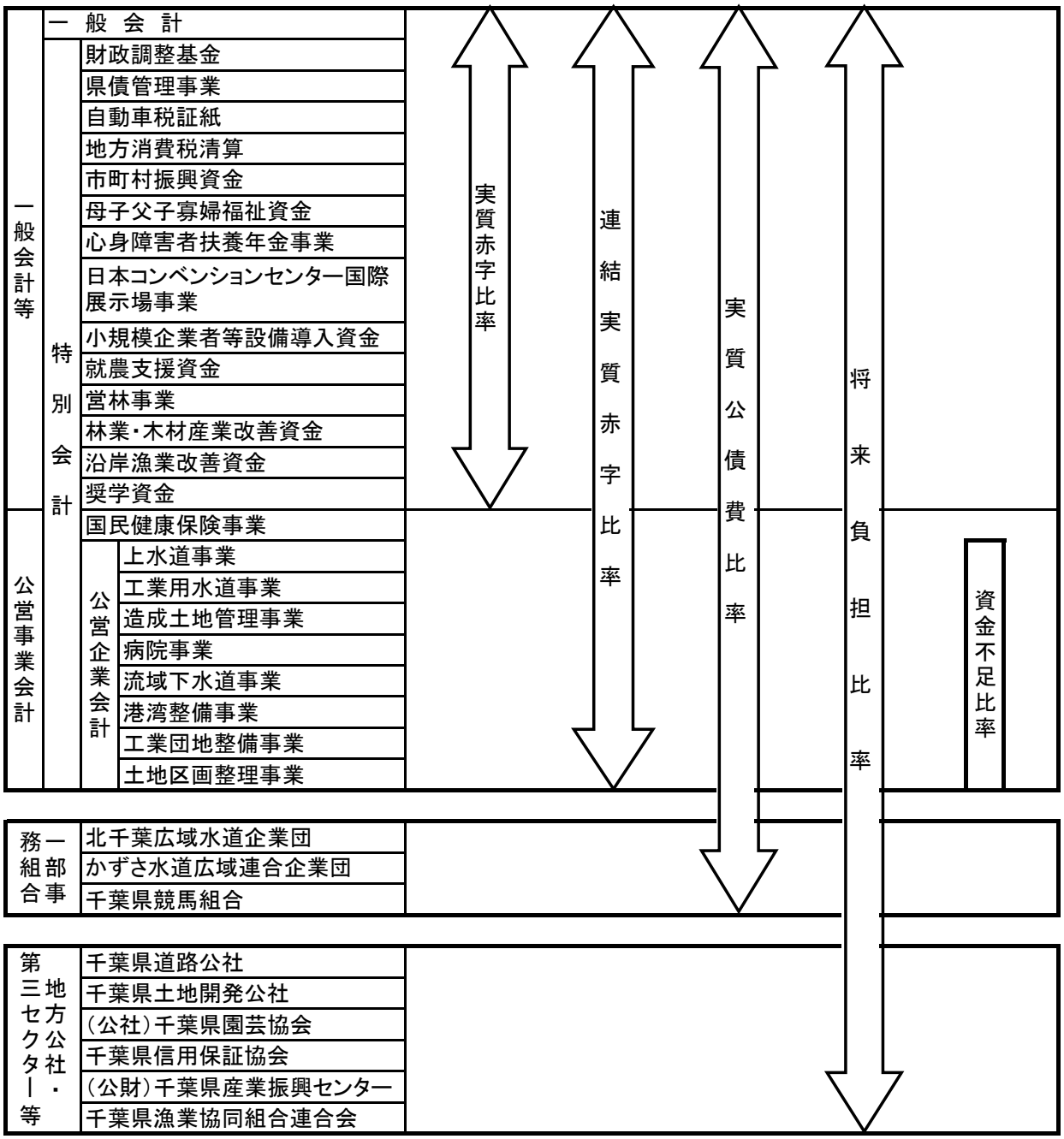

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。